

# 神戸市民間社会福祉施設職員給与改善補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市が市内に所在する民間社会福祉施設に対して、その従事する職員（以下「職員」という。）の処遇を充実することにより、職員の確保と資質の向上に資するため、給与改善補助金を交付することに関して、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 正規雇用職員

次条に定める補助対象となる施設に正規に（期間の定めなく）雇用されており、その業務に常時従事することを要する職員をいう。

### (2) 職員定数

次の各号に掲げる職員数のうち正規雇用職員の数をいう。

ア 「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取扱いについて（昭和63年5月27日厚生労働省通知）」別表（1）に基づく配置職員数（別表第1）に、「神戸市民間社会福祉施設職員加配補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行）」に基づく加配職員数を加えた職員数をいう。

イ 「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（平成18年1月24日厚生労働省通知）」別紙3に基づく配置職員数（別表第2）

ウ 「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年5月9日厚生労働省令第107号）」第11条に基づく配置職員数（別表第3）

### (3) 補助基準日

上半期にあつては4月1日とし、下半期にあつては10月1日とする。

### (4) 勤続年数

次の各号に掲げる期間を合算した期間をいう。

ア 現に勤務している施設における勤続期間

イ 同一法人が運営している措置費支弁対象、施設型給付費支給対象（幼稚園型認定こども園は除く。）、保育所運営費支弁対象、児童家庭支援センター運営補助金の交付対象、軽費老人ホーム事務費補助対象又は児童福祉施設併設型児童館事業対象となっている施設における勤続期間

ウ 前2号を除く措置費支弁対象、施設型給付費支給対象（幼稚園型認定こども園は

除く。）、保育所運営費支弁対象、児童家庭支援センター運営補助金の交付対象、軽費老人ホーム事務費補助対象又は児童福祉施設併設型児童館事業対象となっている施設（国、地方公共団体又は社会福祉事業団が経営する施設を含む。）における勤続期間に3分の1を乗じて得た期間

#### （補助の対象）

第2条 補助金の交付の対象となる施設は、別表第4に掲げる施設（以下「施設」という。）とする。

ただし、国及び地方公共団体から運営委託を受けている施設、及び、国及び地方公共団体が出資する社会福祉事業団が経営する施設は除く。

#### （補助金の額等）

第3条 補助金の額は、次の各号により算定した額をいう。

(1) 補助の対象となる職員の上限の数（以下「補助対象職員数」という。）は、補助基準日における職員定数から満61歳以上の正規雇用職員の数を減じた数とする。

(2) 補助金の額は、補助基準日における満61歳未満の正規雇用職員について、別表第5の左欄に掲げる勤続年数区分ごとにそれぞれ同表右欄に掲げる補助単価を合算した額（以下「基準補助額」という。）とする。ただし、満61歳未満の正規雇用職員の職員数が補助対象職員数を超過しているときは、超過している職員数に対応して、最も勤続年数の短い職員について算定した補助単価を基準補助額から順次減額し、算定するものとする。

2 補助基準日ごとの補助金の交付額は、それぞれ次号に掲げるところによる。

ただし、補助基準日以降に退職した者の取扱いについては別に定める。

(1) 4月1日を補助基準日として、前項の規定により算定した額の2分の1の額を上半期分として交付するものとする。

(2) 10月1日を補助基準日として、前項の規定により算定した額の2分の1の額を下半期分として交付するものとする。

#### （補助金の交付申請等）

第4条 補助金の交付を受けようとする施設または法人の代表者（以下「申請事業者」という。）は、民間社会福祉施設職員給与改善補助金交付申請書（様式第1号）に別に定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書等を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、概ね30日以内に交付の決定をし、その旨を民間社会福祉施設職員給与改善補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

#### (補助金の交付)

第5条 前条第2項の通知を受けた申請事業者は、民間社会福祉施設職員給与改善補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、30日以内に当該補助金を交付するものとする。

3 前項の交付は、概算払いで行う。

#### (補助金の使途)

第6条 補助事業者は、第5条の規定により交付を受けた補助金を、職員の給与を改善するための資金に充てなければならない。

#### (実績報告書の提出)

第7条 補助事業者は、補助金を職員に支給したのち、その内容を民間社会福祉施設職員給与改善補助金実績報告書(様式第4号)により、補助金の受領後すみやかに市長に報告しなければならない。

#### (額の確定)

第8条 市長は、当該申請者から前条の実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査等を行い、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間社会福祉施設職員給与改善補助金額確定通知書(様式第5号)により当該申請者に速やかに通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、交付の決定における交付額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略するものとする。

#### (精算)

第9条 市長は、必要に応じて既に交付した補助金の精算を行うものとする。

#### (施行の細目)

第10条 この要綱の施行に関して必要な事項は、福祉局長が定める。

**附 則**

**(施行期日)**

- 1 この要綱は、昭和50年11月1日から施行する。

**(関係要綱の廃止)**

- 2 民間社会福祉施設研究助成費交付制度要綱（昭和49年11月25日決裁）は廃止する。

**附 則**

- 1 この要綱は、昭和51年11月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この要綱は、昭和52年6月8日から施行し、昭和52年5月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この要綱は、昭和53年6月8日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この要綱は、昭和54年6月1日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この要綱は、昭和55年6月17日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この要綱は、昭和56年6月5日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この要綱は、昭和57年6月3日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この要綱は、昭和59年6月30日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この要綱は、昭和62年6月1日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成元年7月11日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成5年6月11日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成8年6月1日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成11年3月1日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年7月1日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

別表第1（第1条関係）

(人)

取扱定員 職種	総数	施設 長	事務 員	主任 指導 員	指導 員	介護 職員	看護 師	栄養 士	調理員 等	医師	介助員
30人以下	15	1	1		1	6	1		4(1)	(1)	1
31～40	17	1	1		1	8	1		4(1)	(1)	1
41～50	18	1	1		1	8	1	1	4(1)	(1)	1
51～60	20	1	1	1		10	1	1	4(1)	(1)	1
61～70	22	1	1	1		12	1	1	4(1)	(1)	1
71～80	24	1	2	1		13	1	1	4(1)	(1)	1
81～90	26	1	2	1		15	1	1	4(1)	(1)	1
91～100	28	1	2	1		17	1	1	4(1)	(1)	1

(注) 調理員等欄の ( ) は、非常勤職員の再掲、医師欄の ( ) は嘱託医を示す。

別表第2（第1条関係）

## 1 一般養護老人ホーム

## ①共通職員分

(人)

入所者 職種	施設 長	事務 員	看護 職員	栄養 士	調理員 等	医師
20	1		1	1	3(1)	(1)
30	1		1	1	3(1)	(1)
40	1		1	1	4(2)	(1)
50	1	1	1	1	4(1)	(1)
60	1	1	1	1	4(1)	(1)
70	1	1	1	1	4(1)	(1)
80	1	2	1	1	4(1)	(1)
90	1	2	1	1	4(1)	(1)
100	1	2	1	1	4(1)	(1)

(注) 生活相談員、支援員、看護職員については、常勤換算方法により置くべき人数。以下同じ。

②特定施設の指定を受けていない場合

(人)

入所者 \ 職種	主任生活相談員	生活相談員	主任支援員	支援員
20	1	0	1	1
30	1	0	1	1
40	1	1	1	2
50	1	1	1	3
60	1	1	1	3
70	1	2	1	4
80	1	2	1	5
90	1	2	1	5
100	1	3	1	6

③特定施設の指定を受けている場合

(人)

入所者 \ 職種	主任生活相談員	生活相談員	一般入所者 \ 職種	主任支援員	支援員
20	0	0	20	1	1
30	0	0	30	1	1
40	1	0	40	1	2
50	1	0	50	1	3
60	1	0	60	1	3
70	1	1	70	1	4
80	1	1	80	1	5
90	1	1	90	1	5
100	1	2	100	1	6

2 盲（聴）養護老人ホーム

①共通職員分

(人)

入所者 \ 職種	施設長	事務員	看護職員	栄養士	調理員等	医師
20	1		2	1	3(1)	(1)
30	1		2	1	3(1)	(1)
40	1		2	1	4(2)	(1)
50	1	1	2	1	4(1)	(1)
60	1	1	2	1	4(1)	(1)
70	1	1	2	1	4(1)	(1)
80	1	2	2	1	4(1)	(1)
90	1	2	2	1	4(1)	(1)
100	1	2	2	1	4(1)	(1)

②特定施設の指定を受けている場合

(人)

入所者 \ 職種	主任生活相談員	生活相談員
20	1	0
30	1	0
40	1	1
50	1	1
60	1	1
70	1	2
80	1	2
90	1	2
100	1	3

一般入所者 \ 職種	主任支援員	支援員
20	1	3
30	1	4
40	1	5
50	1	6
60	1	7
70	1	9
80	1	10
90	1	11
100	1	13

別表第3（第1条関係）

1 軽費老人ホーム

(人)

職種 入所者	施設長	生活相 談員	介護職 員	栄養士	事務員	調理員 その他 の職員
20	1	1	1	1	1	軽費老 人ホー ムの実 情に応 じた適 当数
30	1	1	1	1	1	
40	1	1	2	1	1	
50	1	1	2	1	1	
60	1	1	2	1	1	
70	1	1	2	1	1	
80	1	1	2	1	1	
90	1	1	2に適當 数を加え て得た数	1	1	
100	1	1		1	1	

2 特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホーム

①共通職員

職種 入所者	施設長	生活相 談員	栄養士	事務員	調理員 その他 の職員
20	1	0	1	1	軽費老 人ホー ムの実 情に応 じた適 当数
30	1	0	1	1	
40	1	0	1	1	
50	1	0	1	1	
60	1	0	1	1	
70	1	0	1	1	
80	1	0	1	1	
90	1	0	1	1	
100	1	0	1	1	

②一般入所者に対する介護職員

職種 一般 入所者	介護職員
20	1
30	1
40	2
50	2
60	2
70	2
80	2
90	2に適當数を加 えて得た数
100	

(注) 介護職員については、常勤換算方法により置くべき人数。

別表第4（第2条関係）

区 分	施設種別
生活保護法に規定する施設	救護施設
老人福祉法に規定する施設	養護老人ホーム 軽費老人ホーム

別表第5（第3条関係）

勤続年数区分	補助単価（年額）
A：25年以上	472,000円
B：22年以上 25年未満	441,000円
C：19年以上 22年未満	409,000円
D：16年以上 19年未満	373,000円
E：13年以上 16年未満	336,000円
F：10年以上 13年未満	294,000円
G：7年以上 10年未満	220,000円
H：4年以上 7年未満	170,000円
I：2年以上 4年未満	120,000円
J：1年以上 2年未満	90,000円
K：1年未満	60,000円